駿臺雜話 三

六十二

和書門
類 一八七六〇 號
函 一八二 架
冊 五

内閣文庫
和書
類 一八七六〇 號
冊 五
函 一二 架

内閣文庫
番號 和 18760
冊數 5 (3)
函號 211 239.

国立公文書館
National Archives of Japan

駿臺雜話卷三目錄

文庫

上野養壽院藏

禮集

天下を天下に天下

枚田壹岐

直諫を一番槍よりも壯し

伴大膳

士の風義

阿部掃部

家寒知松栢

烈女種子

多折しを安く春風

澤橋う母

結髮のゆう

天野三郎兵衛

二人の乞児

駿臺雜話巻二

天下を天下の天下

春道義孝は、やうくはの義を紙、天象と折うらはせ
く、義孝紙樹も去ばとわれたれ花よまきれと云もさる
まとおもふ紙、新うの外ときらさ、やうくらよく芝へしこの八
ゆとも明窓のやうに書と論ずる成歴魂しと感
慨ゆるしたよいたを思ふしを書の人さくおまる同まで、つた
うよ書と論しく文と論して、日をとらこれ、産中山人く
い、ろ思ふを於戯前を不忘と云ひ、新きとつめく、各
ヤさらくとらば、天下巻ほなるゆよ世よおろ有徳有位の人々

をもてよりて親を親とし賢を賢とし我等たるべき位の位もなきいやしき者まても楽を楽しに利を利として優游して卒業ハ皆恭孝の性にあらしめ歐陽永叔豊楽亭記に著して宋の太祖四海の孔を定めて天下ハ人をして知ず所而年豊安樂なる安んせしむ為政者の共恩のなきを知しとい為政者ハ命も亦おなしく所なり

東照宮風を掃て雨を沐し一生の力をもて援礼反正給ふ天下今日有ハ偏に干戈動の人四海浪静なるハ天下泰平の化に浴さぬ人なし

恭しく我聖君の恩を戴くさま中古ハ聞もおよ

とも為政者の為に世の作り廣らし儒臣のまなび学して始て探究きわめ学徒のまなび中より出て

ろ始て奉感しおもふ世よ去ら物ゆとおもふ事わ

今者の為あり治ゆ世ハ天下を治ゆ事わ

をとしるのハ人ハ韜の書よりて天下の天下ハ一人の天下にあらず

きるのおくに最萬世不刊の名言とや色ゆ中国おくに

三代を降りて創業の君ハ天下を天下を取一人の楽として天下ハ天下をするにあらず明の太祖創業のそしり中山王

徐達軍中に疾を得ると再治ゆ諸醫と

ゆくゆ療治せしむ

ゆ

自ら山川社稷を掌る。今数年徐達の命をおこなはざるよりなり。こゝを死せん時朕が命も一段よとて徐と律と若干の
へ古祖の諸将徐達を第一とし天下を平定するの功徐達よ
ちくたなり。此時天下甫定まりて、達先死しまして、
秦王の楽を享るのみをきすまどうなりて、せろく物も
天下の安きを見たりて、死せし徒ともよ死なんとの
者く神よりこれなりし。前明の史録を信くよりもく欣
ふしておくこと。古よりも真うとして別のまなかり。馬援の光武
と思く帝王有真と云ひしもおそれんとのよ
徐達の死をば天下すてる明よりして、家嗣も定まりて、社稷

も固くたとひ古祖崩ずるとも危きまなき程よりく
八の如くそうしさまを天下をはるくなるくお命ずしてけの死
楽をきくるひとこそ呉起きよ。功臣の死をうばうして死せ
同じせんと徒の王ばひ〳〵ものくもの天下をはるを
をく楽をせんなりて天下をはるを撃をせるとい八其心
ちしめて天下を天下の天下をして一人の天下をせはなる
漢の高祖光武なる同じ槐撲なるはしは大器量なるくハ
天下を得るをそ小児のもたしき孩地をはくいたるをせ
なるを八ようまんと来たりしするやうおくあるは天下を
はるくもやうて劣る秦の始皇楚の項羽家物をもちう

此信長秀吉とともに志ありて天下を平定
さるまゝに志のごとく天下をあつめ給ふ
人も深山有寶無心於寶者得之とそいはれし天正十四
年の事なり長久合戦の後
東照宮すゝめ給ふ豊臣秀吉とれ和睦あるべし秀吉使を遣し漢
わくをもつて上洛と號して大坂へ来会をすゝめ給ふ
はかるに使者ゆきて報ずるよりやまひそこなふ
くもなれ国ゝの臣こゝに秀吉母氏大政所と質とし
おかるゝ使者ゆきてこれ出来あるべしと洛わりくるまのよう作なれ
しかも移徙危きのよしをもつて一同よりて上るべ

上洛なさゝれ秀吉いうとも鉾楯に及ばゝもあるべしとの事
ばかりきゝやすに及ばず一気とすゝめ衛きれて秀
吉百萬の兵といへども敗きゆゑ敗きゆゑに危き
事に越すまじきわるくうをとゝ奉ずるこそ
の時洛中洛外秀吉の威勢おそれとよ
中わるくはよくもあるべし天下の兵礼久しく乱絶
きくも干戈をもつて鄙安堵せられしあるべ
のゆゑ以て天下移譲ひとしひたるに某秀吉と洛楯に於
ようひたゝ又爭礼なくて天下の大強なるべしと
てもの変もわるべ一気とすゝめ天下共あるべ

恪ちゝ[illegible]肝を落して、とゝゆらるゝ
こと及ばざるとなり。因て其途に井伊平次[illegible]
まく作、おのゝき命を捨ん自分も危しとおもふ[illegible]
おしらせ[illegible]おの幾内方といひ[illegible]
代なりと作らるゝ一言の体を天人感通[illegible]
こゝ天[illegible]人[illegible]
八明の大徳を[illegible]功臣の死を救ふと[illegible]
東照宮八方命をつゝしみ天下の徒を治ん[illegible]
器量の大きなるにて[illegible]
れ仁義深厚なるハ[illegible]

の[illegible]
東照宮の御軍功[illegible]
[illegible]
[illegible]

ハ、すべて、おうぶく天下をば一人の私物とおぼしめしたる故よ、世の後ぜ、さこそ、これ、ゆの、ゆ、栄華をば、ほこりたる、ぞ、天下の、ほろぼし、ぞ、男子と、ぞ、ぞ、して、ぞ、ぞ、燕翼の謀と、ぞ、ぞ、ハ、室暉累治の代を、ぞ、ぞ、昇平なりし、関ヶ原の、陣、後、の、はかつわ、ぞ、ぞ、山、ぞ、道、ぞ、泳、羽、ぞ、入、ぞ、ぞ、何、ぞ、ぞ、ぞ、冥、ぞ、ぞ、ぞ

いつくしみとぞれを別しく感し奉るべきなりと。予古今
の傑出ア治ふ所にまれに世の内に自分の聰明に傲ア治ハ
ば常に下の直言を納ちさせ治ふ。真に聰明なる者
なるべき。たとへ人君其徒を偽ることなく。諫を
人聖人よりもさきに必過失あるべきものあるべ
といふの虚損に疾の補薬を入るべし。虚損ならば
よく治するの類あり。いかとよきものあるべ。補とのの世に虚
損の病に補薬を入るるこの如くなり。虚損ならば
ときあり。もしも英明の君にして好て自己を用る
行ふの直言を忌み嫌ハ代の諫

議に言ふ所の事ありてをきく。求諫要とすべきなり。多くハ
其名を求めるまゝ直をする人を退きやすく。阿諛する人を
ゆるしやすく。よろしくよろ過ぎあるべきも改めず。国に関改あるべ
共を世に見て古今の通患なるべき。いかに承知代なる
て。よろしきを本威をとゝくべ下を割。下を多く力をとて上
よりも公法塞ア。やすく下情通じかゝ国まで非ず
ますこゝかゝ。ちくしのようなるべ。ちっとあくとくなるべ簡
要のものと思ひ人あるべ。ちくしまるべ。ちくし
東照宮兵乱擒援の方よりも出ずして常に公路をひらき
下情を通ずべしと。古今にすぐれたる人のひろく

はせまとゝ申す。遠州濱松の所城主にて有ける
事多作渡る。其よりの抱の者二人に用のまわりく
さる。此用すゝて。二人の者ゝ退かゝ作ゝ中より二人に前おく
臭うと。伐よりゝ。此の地一無れ。用ゝ此前へ出るべし
あけ。ちゝ。そまゝ。ゝ。とれるわまに。用ゝ作ゝ中のあるふ
いまとも書付をきゝ。ゝ。うまなるゝ。万ゝ。ひらかれを得
おもかれる長うゝ好みゝ。さゝ上ゝ。ゝ。ゝ。ゝは
奇特なる人々。ゝ。とれ感ゝ。ゝ。作渡ゝ。ゝ。ゝ。
うゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。
ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。

わいさのわゝ。其ゝ。此の地ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。
ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。

卒(そつ)なる仕ちうなくして業事わすれ、過てくよくもて下さ、家分のわやまらを事ちうねるのかるとされと小分なる老が人安子友達侍軍なとわまたあるひは分の上此過きまとしくく吹味もすれ給よをを付く吸るまれ給。そをを小分乃若なをを大分なるのを友達侍軍と、お合くん安く侍ちと しまもなを性者にお合るのとくを家(そなへ)に不使ををる下をそまをを大るのまをハ此むとかのをてを、くを行よ家過(あやまち)ををくきやをなす。ををを八改るんを作をて事過るのをなをよをそをを大分の損とをくるを古よを富貴なるをの。國を家(かわら)を亡をを大るを我過ををひををするをのかるて自分乃

をを仕まをとよの愛とをうをををををかるるををれハ乃過をを告知をる者をを大切よをを聞きををハやと作をまをを。作濟ををを行を思を者の愛よををくを居作ををををを。をを仁厚なるをまをををく。蔦濱よををををよを野分ををて。其人を作ををを作る者をを。をまハ、其人の事に作をやと作濟をを上野分をを乃をを。多くを乃の品乃の法博なるまををを。其人の名をを乃中をまを。汝ををてゆよををんとおををををを。ををををををを。野分年乃をを。其人を(わざ)物者をををををを。名をを者者をを。其人と、ををを。作濟をを合をを作をを

殺まつりかなしび其後後府の出馬よりこの時汝側より侍
生の氣へ上をわすれ人者なりとて家老共おくてすかの
我常よりおくるを君臣無事わけを思く自臣共怒をも
ア刃民諫言をいつく家老共一妻妾をすを
ル民ほてよ南方多以人をせといつも其子細を敵よりの
勝負をすると外氣成ことひくとかのまとく必敵
ようとへきもわしら民多とれ討死をくも世よ名をのこし
を君のとかよきぬを民死しても本意なりけるまるを又
敵を討死ぬきハを君臣感よわけをを恩賞を賜くて子孫
中代伝きハ戦場のくとを賞をを死をとをんよいをわるく

しそ出とをもちるくを君の無道なる成りをけをて志なく
直諫すきハ忠言耳よ逆てよりるくを君臣ものよわをぬ行よ
常ようとひ場をまくたく礼儀をくわひらをれ分よ踏を
よなるものなるそまを新進客恢の流ひるの大件の家老を
まよ場をまく終する行よ日を逐てを君臣間乱をあくなるて
ひをいるくを同をを君臣をいるを忠臣も退屈する者よ或
病氣と称し或を致仕を行うるくを分別するそう
強るを君臣氣よ背くをもうまをいくをひもすをそく
極諫しなを君怒を強くをを押よすをを又も押こををおき
ぬやをするをくわをを君臣病もんをようをを多くの

報国の義にして、絶る八世よりの大忠臣とゝもに比すべきなり。我場此一義除る及ばざるやうなれども、後世に伝へきゝ、孫氏に対すべきもの及ばずゝ、人者ゝ永き猶戒となるべし。

板垣壹岐

そもよりゝ、陪陣を登すれども、犯顔直言すれども、易きやうに聞く。陪陣先生の功を貴ぶべきも、犯顔直言の忠を重んずるゝ事、ゝ比さるべきなり。

東照宮御上意を高ゝ、寛永の頃、紀州の故伊豫守殿の家老より、板垣を彼とゝ若わかゝ、ゝ怪なるこゝ。其身の材をゝゝ微賤なれども庸せゝ、摩侯城ゝ国老より烈しゝ。伊豫守殿参勤ゝ、一年在江戸の間、費用過分なるを常より厳多ゝ支ゝして、用度なる極よりゝ、ひとゝ壹波の出ざるをゝ、直言ゝ。若氏過を匡救ゝ、常に犯顔を国家ゝ、特ゝ、補闕ゝ及ゝ功績あり。家老ゝ、いまゝ迎しゝ。伊豫守殿ゝ、ゝ家老ゝ、ゝ対して、ゝゝ老ゝ、ゝ、ゝゝ、ゝ、ゝ、

るそう兵衛ともとゝ申く、汝ども、よく伺ひ申へとあるまゝこの八。
家老ともいけとも、汝家のあるものなりとも用ひ故、汝ども、
とゝひ申し、壹岐一人まいるあるべしと、詞をかけて、
とゝ伺ひそ、いつのまにか、忠時、壹岐を呼出、今の汝家来
殺害、壹岐を呼と、ものゝ中にて、其時を後に、今の汝家来
まいるよ、そうるなりう、殺害、壹岐、当時士を御
奪堅なるもの、汝供よりとくとゝ、きまく、汝を殺害なるもの
ちうるまかくれとく、妻子とゝ、ものゝ、立わかれとゝ申。
こゝにとゝ、ゝとゝ、ゝく、汝ひきまつれ、ゝく、ゝ、一の時
汝用よ立へきとゝ、ゝ、ゝ、

のく平伏し事はなはだ恐縮して、なおもいたく奥へいりまえわ、
其跡やがて、外の家をとも考へ波よりひろく、汁為とおそれて
中さまざまに世中くらも物もわるくきまやくに、今日は客
望のやうに、揉煙やくに汁なをわるしに、汁氣さをおらを一作
まハ考無もわるくきまやくと云しを、考波考、謙どもしに
よ、汁揉煙を考ゆくハよき折そくくてなきはやくに、今ハよき
序とこそ考なく、其まさに汁れ立のうに此やくにゆくに、若と六
るけのちひ多に考やくに、術を謝さあひゆくも其分のる
やくゆとつ汁分をけく、伝家老各感しおひ汁ぶさて考り
ゆわけく、切腹の用をして、天令此下を伝に汁う、日に後

糟糠の妻なおうたがはしかりやく、そもそもよりをくまを多ゆとう
伝ゆ、汁分々女の分をまに、考よ汁恩をうけ多るやくとなけ
まとも、我汁厚恩をうけよ、呂怪の妻といまに、分が今歴
歴の妻とて、大勢の下侍は圍繞せらるに、かをなをなきに
恩よわらに汁、考の考ハわを生害作ぶらるに汁やくも多く
勢々人ことに恩の恋うるうとうにまを忘れて、うとにをを
怨を奉るんわるをくうに汁、そに女をくに、我分のうれをきよつけ
て、上を怨をなるやうに汁ますを、云事此事もに西をきれは、
美家の下をくもゆく怨と考ゆとしとうに汁ぶて人やと
伝ゆに、我ゆくに行よ人生くに門をあきを、云うにうるくやゆ城

まこと一とおもふ。さてこれをとおもふ。城に来ぬ。すこし
寢(ねんどよ)ゆめ一入、其方の屋敷に、まんまとして寢られぬる。
陰(いん)なる事ともよひたれなり。わがおやまと多ければ、とうい
いまく及ぶ。其方こんなしをぬく感ぜ。こまく泊まるとの
まゆく。まよ腰の物を賜ふ。この八幡宮を波も忘れぬやまおく。
おのを蒲(ほ)の喰(ひせ)つて、雅賜(たいし)してまうそ。あとそれとそ。ひすま、前が筑
よまの。時越前の人わとこく宿ふ。この人、おもへ八枚目をとそ
東照宮の作ふまう世ふ。みこう貴表老といつも。俳諧者。
論ふまも雅きこのよまお雅んう。

伴大賂

さまこ只巧(たくみ)侍なるほこ。人、表のこのようなのひて。常に任用せち
ふまこ。大切のまま中。別直(べつちょく)する人なるこ。用ふまちは。
こまよ付こく右の枚面まとこちひあれまなまこ。序ふ
雅ふこを汚こく。大坂冬の陣以前ふ。片桐市正指列(さしつら)蒙古
城ふ據(よる)て。味方くせ。に。第山小兵衛ふ泉列。嬢ふ有こ。羅(ら)
なまと。文こ。百姓。味方以。急雅と。人拵て。これ味方ヤたる
甲斐なきまとおとひ。蒙古の城ふ引とこ。二ふなこんと
で。こまの兵おし。川ふ。こまく。ふこ。こまるふ。其兵。捕列尼(あま)指
とこて。城ふ。こ。雅んと。ふ。ふ。大坂ふ。兵とふこ。蒙古
の兵と。ふ。こて。攻(せめ)る。程ふ。尼指の城ふ。援(えん)兵。とこ。しうこ。城

よりて敵をさしこの八郎本の兵のうちに討死し給ひ尾
張の坂うと建部二十郎幼少なれども接列池田武蔵守
殺害大坂大義なりとて宿るに去年を海くに立つて亜
代者なる庁相と結て義本兵を敗をさるおくわたくし世中
武義なる大坂と内無まれやうやもの法せしなりと大坂と一名に池
和睦の後糸二條城中に城中に武蔵守家
ほう伴大猪といふ者ありよりもくれ存知ある若ものにて市郎
あるく陸くとけてしに生きとも市郎憤いまるとき人今よりおるく
とやくやひくに眼前より津方に無こるを見て陸せて主武蔵
ちんに底ひよりくやうやうとは作らき武蔵と多勢

陸うくを思ひ編指を抜くしに陸くなりけすてれ側へ匍匐かれ
小徒の裳よりこそ出ちやうけもなこと上こそくに陸さ
まの法腹よりまきひくに陸とく武蔵ちも市孫ちもめさに陸
や多今此ひけ陸こをしてはいたりけ陸とくに武蔵
さらや涙をなしに陸十上名に八武敬を感しに松浦めさらに来
うしこまきつ蔵こそ、そ蔵陸ちくに武蔵ちよりきうのせく
安堵させうとときおひこに八大膳ちと合せ平伏してれれ
とこてまうこおやや武蔵ちに前伺候の庁へ作こ凡
に八おの大猪こう父ちも大猪こいふ武蔵ちこの父こ左兵衛こいふ
渭年ちく左こ庁ちく八ひ一時の馬卒なこう老秋の我よ

於二郎の八父勝入兄左兵衛尉討死と聞て涙ぐみ討死せんとて、ふたりゆゑ、ひとりとする心、彼の父大脇、其時をいかに男とうたれて、馬のはなをかへして、ほそのきりくちを、於二郎祭ゝ、さるまきゝと、ひくに馬上をはなれ、首を捻切て、頭を續き法よ二三町の万蹴けり、はね、面をゝ血の瀑のごとくなりて、ひとしのまをしたりて、みなの、うせ、武利其時討死せたり、むなしく死して、家も絶なり。

ちうをよ搦列一国はなとなりて、八の大脇、其時は働おく、終気ちうしたかをしじ、さ中、親のをとをわをくわの大猪もをの為よ分をうをゝまなをゝ、八、やはをとおをしかをと、今の世よ。

ちまをうの意いをゝ、さきのやうをいまをとゝ考をれを

ゝゝ、武家ちををよをゝ八をとをちをいをとををわをよゝわをを。

をゝをゝ大脇の匹夫をゝをゝ天下共に威光を挙ゝを君の為よ

二命を抛ゝ、国の宿怨を明うをゝ、世よ為をゝ、ひをすの為ゝ

さををけをゝを上聽を図ゝ、の氣文も霽るのをゝをすゝ、ゆゝの感

と衆をゝ八大をゝ、をのれ為きをゝ、八、をゝをゝなをゝを上の内盛徒と

ゝ、ゆゝ、ひをゝ、さををけをゝを限をゝ、鈴本ゝ、ゝ池紅葉の舞とと

ゝ、ゝ、ゝ、ゝ討をゝ、ををゝ、をゝをゝ、をゝをゝ、をゝをゝ、をゝをゝ。

直言をゝ上ゝ、ゝ、ゝ、ゝ、ゝ、ゝ怒をゝ、ゝ、ゝ、ゝ、ゝ感ゝ、ゝ

をゝ、ゝ、ゝ、ゝ、ゝ、

まゝに仕給ひて首級を時の内に即時に其場なくして亜
夷の罪を仕免し給ひ我功を仕感しなわるゝに其ふかも常に仕
威光を屈せらるゝ下の義氣なり仕給ふ多てなるまゝに八雄士も
勇氣を折ゝ奉らさる程なれたるに余をすぐれたるを為
いとゝ人わすゝ我ゝの織田右條義田上杉のゝ如き智謀勇畧八
世にすぐれけるゝ仕給ふ己ゝ威力なりて勇氣をひしゝ
とゝゝゝゝ極せり程に一国乗盛なりやゝ十年ゝ人の
威勢なるゝ中ゝ下の義氣なり為へく公家なるのゝ
ゝ中ゝ仕給ふ亡ひゝ己ゝ光嵯ゝゝ
東照宮御思召の為ゝ我ゝ為ゝ

ゝ中ゝ天下なるゝひなるゝ八ゝ為ゝ
今世の人なるゝ仕武家仕ゝ
仕仁徳なるゝ為ゝ天命なるゝ
てゝ八ぜんきなるゝ為ゝ
運の仕ゝ八ゝ仕弓矢の仕ゝ
八諸士の義氣なるゝ為ゝ
仕ゝ八大仕なるゝ為ゝ
なるゝ為ゝ武家仕ゝ
為ゝ為ゝ為ゝ

阿閉掃部

国立公文書館 National Archives of Japan

義よりはじまる板面壹枚うすき板にて吳れあり。そも越前の士
ゆくゆくして忠義に係る事ゆくゆくなれども其一端を
見て後世に名を秀康に越前に封せられ後阿閉
掃部とく武功の誉れ有り其孫厚孫ゆくゆく抱らまいる
又狗伊勢とく。そも國中、世孫の歷々なる嫡子より濃の
家臣なる掃部とせいよりの掃部と招待しに。よりて鎧きする事を
多くいわざるして鄕民脇ずいたれの事に及ひ一時伊勢今ハ
是を濃の家臣掃部ゆくゆくいよ。汝のれ武功の事汝物語ゆく被
よりきせいとこれしに。掃部いや某こ汝のよれを見ず色き
程の武功を見ゆくゆくいざるとも聞ずゆくゆく某一

生の内より武者振の見ゆるなれを一人見ゆてはそのまを匿
ゆ多。江列志津嶽の我に言方より某一騎余吾の湖のつれ
を小ひしに。（ら因掃部の父ハら因洋路ちとく。四番よくこ一ゆくゆくど
なん物ゆ六志津嶽合戦の時掃部ハ名方ゆくゆくし。）敵とたゆ
てしに汝よりて初出うみ一ゆ馬と引ゆ一ゆ八其人ゆ八名
よりこ世武ゆ。よりて敵よりあひゆ汝人體を見ゆ
幸とて其ゆ汝ゆ相ゆ様なるゆ汝相ゆよりゆ多きて
ず刀よりゆ汝ゆ。ゆ。ゆ。

湖より鎗を打ちて、二三遍あらひたる。さて、六とく寒あひて、
久しく務負なりて、行方知れざりしを、書きて、ものくわやめも見
なりとぬ。其時わなりとて又湖をうけ、こゝを塗先と見へたり。
此時、八ツとも、元よりくせ中くたれ、と、敵ヲ屠し、此先にて
彩さしに、某八ツとも新参とて、若くたりて、某ニ名も取
アルに、此度又陳ヲよて、各出る。為ニ人をよ、うなりはしく
さて又味方にくるに、日本やく入縄ヒ屠し、さて、六とて立ヲ屠ニ
元行日本やる義、六ヲ、ものなりたり、こなりて、此者と宿ア義よ
其ヲ伊勢ニもとへ入する者本書ヲ、と、浪ヲ、ものも、者後
もよ、長為ニ、此地陣ときて、後ヲ、ものあり、すいてた、掃部

よむひくさくも、今の、此地ヲ、ものこと、人、文、荷ヲ、ヒ、
渡ヲ、ものて、そ、此、其時の、此相ヲ、よりなる、此者本部、者、
そ、ヒ、ものす、こ、我、ものくに、こ、中ちなる、ものくに、ものきなる
ものよ、こ、ものくに、其時、雙方の、よ、ものひの、ものこ、馬の毛、色、一、
ひ、ものに、こ、ものも、ち、ハ、ものに、ハ、掃部、ものこ、ものこ、ものこ、
こ、こ、ものひ、こ、ものく、本、ものよ、ものこ、ものく、ものこ、ものこ、
元、ものこ、ものこ、腰、ものこ、ものこ、ものこ、ものこ、ものこ、方
ものの、名、ものこ、ものこ、ものこ、ものこ、ものこ、ものこ、ものこ、ものこ、
掃部と、同、源、中、ものこ、ものこ、ものこ、ものこ、ものこ、ものこ、
遷の時、掃部、ものこ、ものこ、ものこ、ものこ、ものこ、ものこ、ものこ、ものこ、

へ招ぎ入れ給ひすゝ仕へ、子孫相繼ぎて今まで加
賀に有し時、ある人、生まれを尋ねるとて、本の武士の名を問ひ
ける、ハさらまもなく、阿閉の貞征と答へ、又伊勢の子の孫の忠行は掃部と相撲して、その力強きとて武功の物
うたとを聞き、作まもさし、為朝の子孫の士
風武者なり、世に出ずして、忠行は今人家に子孫たて、参島
吟をなす、猶の忠行なりて、猶の忠行とは、大
猟の裏をなせば、我おとこの、やはり武士の家に生れ
出ずして、人の為に命をかけ、大小両刀又八甲冑等
のみ、武の華美を尚ぶ、猶武を遂ずして、体

作、家名を武家の治世よりなりて、五百年に未天下武
士、ひとく風をなす、家のまハ、武の一筋、人へ、つよに
忘れ、作の一云も聽きて、ものハいと、ちはらくあり
ても脇指をさすハ、文道をも見ぬ、なよ、やし
き方をわるく、いとも、武を行ふ人無すれば、武の一筋ハ
とどまりされば、前うして、学者よりも、学者の道を忘れ
ずして、武士の作位、学者より武を忘れぬやうにさく、聖賢
の域よりもなんすも、猶、人へ、なるわ、とをよ、武も義氣
の家すれば、古来、家名の武士を、人、多くハ不学に
て、文道の金銀ハ、とく、義をおもとして、人を物

廉恥の心を失なわゝ武義の心なしこれ孫倉以
本教化を世に行なはゝ人民おのゝ武義ひとしく士
風を維持し国家も治平なるべきなり武義なくんゝや
よおゝ法に行はるゝ八不徳風俗の日に遠情
よわゝくして民とゝなりうゝくゝ敵をひかん

士の節義

あるいは今古節義のまゝ及ばれ難し孔子
季路冉有の二子を父と君とを弑する中々不従と仕らしてい
かゝ志わるきを人の君父を弑するは同じ事なるまゝ
や二子を孔門の高弟よわゝくゝ仕らまゝ季氏

う不義をいましめ行なとゝ
るまゝ多く今力を以て君父を殺せ若わゝて我に同じ
ひゝ八雖う仕へ一きゝ時移り勢変して君父なる人を
殺しても其跡あらゝ八ゝ
時を己の利害よりうまゝ光治を考へるのわゝ揚雄八王莽
に平帝を弑せしに仕へゝ後ゝ莽の功徳を頌し沅幼八蕭
衍をすゝめゝ和帝を弑しその謀をなすゝ明の靖難
の時ゝ建文帝を逆ゝ八建文帝を殺せうとも在朝の名臣寒義
夏原吉楊溥楊栄を始ゝ燕王を恐して
仕へさらハゝ歴代の学問識の徒八倫する所あ

そ第一代の文儒として世よろこびあつまりし人々也。
さるべし。季路冉有と戦父典君に不従とのたまふ二子大
義に背くとも足るべし明らかなる事なり。
人臣たる者の法は父の命と戦。寡は容易のまことにはいとへ
ども。孝行なれども。源義朝の父為義を殺すべく足ぬ。其子
大悪と云ぬべくもなし。
敵とかたらひ人をかたらはそれを救ひ朝
正清なりとうしを慰の事。以ての外。
を殺して参る。彼二子よりも
してそれ程をあるべきもあらず義朝さしも源

家の名将と聞ゆれども。雄気なりけれども。義理よりもこれ
程なりけるそれほどの非道まことに長岡忠家
おのおのとかたらひ。しかして
紀の伶所にして最期を遂ぬ。
よくるに。義朝父のくびをきらせる臣也。大きなるとがなり。
古今中国きの人。後漢中と例すべし。熟功の者なりとも。
自ら退くとも。なほ父を殺すべき道なるべき者
うをたくに父を殺すべきの法なる。其子をほろぼすべき行なり。滅
ひぬべきを天罰なり。あるべきにあらず。其子のそのはるる事
なり。朝家のれいやはなり。よく朝議あるべきなり。其者

所をわきまへず、諫めやすまん。大義は滅親
とゝいふまのあれども石碏とゝいふ人、是をば誅し給ひ、不忠
の子を殺すは理なり。父不忠なるとも、子として孝行を致
保元平治のたぐひ、うゝ天下乱れぬ。義成さうに、信義
なりぬ。いまさらあれ世よりこのかた、名将のやうにて
とて、此時代を経ぬ。きぬ綸旨、さすがの親房南
朝の蒼花とゝ、北畠織田信長と戦ひとゝ、丹波路よりも
主時塗中中ゝ樵下の将士、偽謀の人企あるまじと、
さて一堂同心とゝ、一紙の折文をあ書るに、軍士たち

驚き視て、とゝのまに及ぶまじ、世故内藤久中に、
此企を、所利運あるべきまゝ、同心とゝ、
なり、敗亡とゝ、
とわゝて、其場をたちゝ、
ゝ、一書は血判、書きたゝ、
ゝとなり、孟子は非義之義、大人弗爲と、
大人のせざるなり、此時光秀をたゝ、
よかゝ、ゝ死なれば、中ゝ、
ゝ世よりゝ内義、
るまゝ、

の名ハのこるなり世作よいとゆゑ太死といふ中ハ早竟義貞の
筋よくこゝ義貞よ京よ拘下ハ対陣よ逼ぬきく仕ゐよ賊黨
よ陷ア極罪よ處せらるゝ人ハ多くなけ子ハ考ますからにや

歳寒知松栢

庭中ひとり宋の文天祥謝枋得ハ中ゝとして嘆ぜ天又
ひとり明の方孝孺ハ中ゝとして出ず孝孺成祖ハ対して始
終かしも屈せず成祖を罵て曰ハ我さいきまのわ
赤族せらるゝ人ハ多く悔さ中ゝ古今義烈の士といふもとかと
紀聞ハ文山の夜学よのこゝ賛豊山の却聘の書と人給へ
二ふの人ハ明白なるまゝ文山の元の博羅と問答する

ゝ言ハ其氣象凜ゝ中て犯すべからず若し容ハ
ま小方孝孺ハ悅慨ゝて能死ゝ中ゝ孝孺書を元
ゐ但文山ハ宋の丞相ゝ中ゝ元ハ国と休戚を同ずる
分なり豈ゝ宋ハ亡ぶ中ゝ元ハ亡ぶ中ゝと顕仕ゝ中ゝ
預る行の分ゝ中ゝ中ゝ宋ハ宋七ひゝ元ハ仕ゝ中ゝて陶を
もさて中ゝ中ゝ孤ゝ八十余年よおゝ老母あるよ中ゝ
なゝ元人の聘を却ゝ中ゝ中ゝ人食を絶て死
ゐゝ其清貴文山と抗衡ずゝ趙子昂留夢炎等ハ人ゝ
恥の高きゝ中ゝ中ゝ中

雪壮義烈いけるも孝孺よりおとるべからず。古今義烈の集れ
とこれをやゝ色き。此時先朝の文武名士をもつて行の基を
と迎奉せしうえ。此使たるの弱ひ事なれども。深く感を
光くれ栖を去れども。色孝孺の孝友を就職しと孝孺を
てそきまく八九族門生これをまもり。尸を葬り孤を育てくれ
ひ顧るまなうつ。ひさすの兄弟の先世うくやわらん。
よ紙を義深を八孝友詩をにたりこれの孝孺に就きる其るよ
阿兄何必淚潸々取義成仁在此間華表柱頭千載後
旅魂依舊到家山
いやしくもなるべきなるも。百世の下もきく人彼をまつ

ふべし。されと殉死の徒ならん。世に称着するまゝ作を八今文
中も及ばるべく其列中をあれ。殉死よりもはるかにすぐ
ぬ。建文帝に使くお亡せ二十二人中も翰林備
選程洪ら先ハ古今比類なきまとつて。そもよりきて変
帝の始末を名をくしく考へ。色行へ記。翰多今記
うせく。事うえ先てせこ。おくるもおくるひぬを八只
あらまりと物語しけるし。史程の間懿文太子薨去。建文
帝嫡孫をとして位を継ぎ。帝年四十材弱くおせ
に叔父の燕王雄才おつて。倔強強制尺くに行を百威の後
国事の変あらむやまを虞て行るを。其時誠

意伯劉基博学ありて識緯の書を奏進せしと聞へしに劉
基かの言葉のごとくに天下治まりぬ。ひとはの紅蓮地錦にて袋を
つくりて大内へ入れ給ふ。大内へ入れ給ふ。
よ燕兵すでに大内へ迫りて系城ちかくなりぬ。今
は命をかぎりて大内へ入れ給ふ。帝自ら焚死するやうに思ひ
其紛れに紅蓮の袋を打破ること度牒三張三人
の名をかき。袈裟帽子剃刀の類まで内へ入れ給ふ。又筆
内へ持ち書して。應文を思ひよりて。其後水関の渡溝を
ひらき。落ぬるよ神楽歌よ今をかぎりとあり。三人の名ひとりは應文を
八建文帝名乗。楊應能應ひとりは應賢を八

葉希賢應賢。程濟急ぎ帝の髪を祝し奉れば。髪をおろし。衣を易て
ぬ。帝を殿中よりおひ
き出し。丑寅の門よりぬけ出給ふ。伶楽親の道士
を舟を艤して待ちけり。帝を乗せて漕ぎ出でぬ。
く應紙希賢を始めとして。すべて二十二人を含む。
よ落涙をながしにき。この紅蓮の袋の織ずして
とおやしやりよりて。二十二人の若き子を始めて
帝よりたまひしとなり。應紙希賢は比丘と
なり。程濟は道人と號し。此二人は右の十九人
と共に東西に聚散し。道路に住して。衣食を給し。應援をなし。

相與に壹心戮力して、始終一のごとし。京城陷ぶるの時、廣徳寛人
と帝のわが子を結同せしに馬后の屍をさがしもとめ、
てとらんとして挾死しまんとせしに其屍を燒焼の中よりもとめて、
徳葬せしめ、うの其後世に建文帝、いまだ死せざるを疑ひ、
とかくしてこれを天下に捜索せしやうに、胡濙に命じて仙人張三
手に新水をさせ給ひしに、実に帝の跡迹をもとめんとの
ためにて、人に物をせしめ給ひて、一和に函屋する
ものなり。君臣ともに新をこのしに、迹をきらして、雲に漂泊を其後
俊亡の人皆ゝせしめ、去ぬるも相隔ゝ分ものなれば、和濟一
人さつまのうちて、帝をも獲しけれども、或は屋空しくして

糧を奪ひ、或は侍病をおかす。茅を乞ひ、その崎嶇狼狽をいやはる
ものなり。帝は、ひとりに名勝を遊歴して、多くは詩を賦して、懷舊
の情をいへり。其中一首を左に侍る。

牢落西南四十秋、蕭々白髮已盈頭。乾坤有恨家何在、
江漢無情水自流。長樂宮中雲氣散、朝元閣上雨聲收。
新蒲細柳年々緑、野老吞聲哭未休。

元を吟するに、人をして載の恨あらしむ。帝、老令書、成祖
仁宗の表彰と爲ゝ、英宗に繼文をよせ、粤西よりおくせしよ。
帝と同宮の伝わるゝ、人ゝよりあゝ帝いてゝ、湘妃よりわるき
まんまとそなへて、帝の詩を編て、自ゝら建文帝と稱し

て、ちゝきに、藤四郎兵衛尉を帝を械繫奉る。京所より、
程遠き路中、まうに、御史韓愈のよゝ、長伯を旅岡へ
て、編死せり。程に帝はすでやせ、帝南海の島にあるよ
よまて、自うら、長天と白状せしとき、胡延壽宮人を命ぜ
探求りもとめ、建文帝あるまを、窺よ決定せし、八胡あるよ
帝をむかへ、西内はあるむ。程濟ことをはて、人うるなくに、職
と終ぬ、終よ逃をうちあるの、きさやぬの帝に仕へ出
亡してよ、まくよ、まくこ十九年の月、狼狽となあて、始終ぬて
まもに、ゆゝに、帝と宮中よ、まゝ、まゝ、長貞義の陰きをい、長
長、ゝまゝ、きゝに、抓越の文、まゝ、うに、寧公

う、猴公は後ひゝ、はゝ、ゝまゝ、ぬるゝ、ゝ、ゝとゝて、いゝ、一時殉
ゝ、程濟あるゝ、程濟あるゝ、八姓、孔あゝ、ゝあるゝ、長知ゝあるゝ、長
長ゝ、ゝ、ゝ、

悟を愛世俗よりまさるとも劣らぬ古と
ト侍らんか。

水邊楊柳緑煙絲立馬煩君折一枝唯有春風最相惜

慇懃更向手中吹

とは唐の楊巨源の楊柳の詩なり。此の句を焼かれたり
と侍る。是は詩よりて其を知る歟。

かるまくは名残やおしき。まそ柳の折し枝をもろこし春風
楊柳の人をもろまくなるやまを離れるやて春風つるまをよ
そかてぬきなへ。よ情なるうぐひす。なぜ其を折手をさも
やらておしこの吹てをいとやさしく言侍ら。たのもし志兵義

士の墨義存亡ならんとてんかくぬよ多くはなくに和ひて源ま
墨義化をよろこく。源氏の士中を源頼朝に競。平家の士六万平
義宗清うまを感せ。又東盛ゆく伊豆九郎御曹司 私には東盛
おもをを祐義とん。人考ゆ。伊豆九郎うの兄
うはを二郎を祐義とう九郎を祐義とう六郎の
方侍をを撰び事。いまく稿を拵せる内。池魚の災ようを
其後ゆく。ひ草を起すまもなく打ゆ。人人は其人を治も
なく忘侍ら。源頼朝義経を源二位入道頼政。おの後の方を第一の
このなを。頼ゆ源義年出。頼政高倉宮をすくやく兵を起せ
一時。系師を名ゆ。家て。倉宮をて二井ちく却。おの忘
くやあをんん義よかと考ら世を行よ。義をはらく猶豫して

家よりわたしと平宗重同じく同じ弓馬の達人なりと思て已
に面目をほどこす事なれば頼政の親族なりとて八流の
ものにたのみ義ひとと成はあまりとて八波羅に参と
人々いさめ申けれども参りたわ宗盛殿にて汝人々よりも我はつ
ゝ八道の恩中さまたらんこそ小糟毛こうふ馬は貝鞍をきせ
その料とて金をとりて馬を引そ思ひとりつのよ弓矢に曹まて
皆異してあひ参る義ゝ一ないなる行まて行くて第ひ
く弓矢をぬ一族家人おのおのて八道先の大将を見たち
給ひ見れのこさまを見て真実遺恨なる大将のうへ
あるべうこひ給ひいなるべうて時のふをうさしたせとうふ

まもわきは多く付のもくわきうとうとして戦義やとよ勇士の義
さハわとしたとく宗重よりあひ強弓をくふ子けよりあ
給七騎打出まくこ三井寺へそくまわ八波羅の門前を無し
付馬よりのまうつ門の内へのそきはこ弓矢義
まそくにとり一場ゝ馬よりまこ三井寺へ子義ハ春顧をなり
ゆとも三位八道の恩をまうくゆへ山ゆ死をともに為とて
ハ門前ともの一人ハ人ハ人ハ

老尼清盛を乞て死を救ひ給ふ。其時宗清が親朝を勧め給ふ。
為ん事ありて、平家の死国に成り、時頼朝、ひそかに親盛を通問して、
疎をなすべしと、させば親盛、三度辞して終に応ぜざりける。
其後平家、ますます世ひろまりて西海に下る時、頼朝旧恩の謝
せんために頼盛を鎌倉に招きしかども、宗清を必ず具せしめ給
ふ。親盛固辞して応ぜざりしかば、宗清
よ、さぞ情なく思ふらんと、ひそかに親盛に宗清が某まで
きとゆかせて、其の旨を尋ねしに、宗清、頼朝に対面して、
てこの事、投敵せず、方を執せんものなりと、人々深く
よ編ひて、其意よりとなんと、西海まで同伴しぬ。

に情なきに、思ふ如くて却て宗清が業障にぞなりける。其後、一
門々、海を西海に流落し給ひ、日数やすき所にとゞまりて、
ひたすらに、やがて、なるも痛ましくて、鎌倉にぞ送り
頼朝某、ますを見るにつけて、打ち解けいとおもはず、
傷せしにつけ給ふ。鎌倉にぞ送り、其後西海へ下
り給ふ。其後、伊豆に流謫の時、祐親に仰せおくの祐親禁籠乃
役に高く京師に赴し給ふ。祐親の女と、一男を産む。
祐親、此事を聞て大に怒り給ふ。
其男を殺し給ふ。頼朝、宮を宥めんと、祐親、のゝ。

軍勢を率して護し、ひそかに伊豆の国に相模へ越し時、祐親宅家のうちにて大庭景親等と石橋山にて合戦して敗朝を退散せし、其後頼朝すでに東国平定し、国々に大兵を率て駿河の国に向ふ時、祐親を生捕て来れと、其罪を決すると、祐親に八祐親の婿三浦義澄に預らせ、祐親をめして出て勅責をなすとおすに、祐親答て恩中なれども殺さるべき父因なき、其子能員せうらるべきやうなし、家を殺し給ふ事ハ、手負ハ逃るとこそ、とてふふ、さるべくハ、我を救ひ、若を殺すべきやうなりとて、はらはらとなみだをながす、祐親なほ、なほ平家に

属し、後鳥羽院に合戦をなすの条、謀反人時代も大ふ同じく、志をも相続せんとの清盛高義深重の厚恩を求るよ、其類すくなく、其後元弘建武の乱に、天下挙て滅亡の万、死生死苦の去限なく相乱れ中に、命をなげうて安堵を図り、乃ち、まことを感じて、義盛を以聖秀ハ小像高時の臣なり、新田義貞の妻の為に、伯父なりしハ、藤倉殿なる時、彼女房、義貞の父を我父を滅ぼし、ひそかに聖秀に高時の将として新田の兵と戦し、即等為たる討死し、聖秀も落ちおわる頃、引ひきて、高時を、屋形に火をかけ、東勝寺に籠りて、腹切て焼

跡まで詰死のこと共多く見ゆれども一人も見えざる
ゆえ同考るに一人も見えざるは死なん余なれやと
いつ成敗に指きまれ居て厳しく百余騎を相従へ
つゝ行くゝ多くは自害せんとて
わるく恐しく思ひて驚くとやうなる音羽なりし
大屋高牆忽ち灰燼とやのゝ如くなれを見て聖秀感慨に堪へ
涙とさく惆然として云ふ彼文を捨て
きは人を孫金吾のみさほ今さらとて
おくゝ山のこれいもとゝ外よりこゝ中宮もしくしをおもひ聖秀
と見たるたるよ色を抜いて中仏れて
おくゝ人はたるの外の今まの高
ハ豈恥をたゝるの如く若といとんやさまに如何ゝ
のまとゝたるとゝ義を勇士の義を
せるるゝ又義貞のの伴を伐
の方ハ我うさ後の名を失
鶴に仏ゝ名を
アゝ彼使の乃る前ゝ
ゝ嗚呼聖秀ゝ
るるまやゝ
山内信の義
の長ゝ

きゝおよぶとつゐに勝頼譜代の人々をもちひて内藤の不忠を決し
こゝに内藤羅切のゝしてなく逐電をもとめて行方を見ず家に
蟄居して教門を修行せり織田の兵甲列を執合て勝頼敗
北し故府をとゝて温井常陸介を生捕し譜代十二人の者と天
目山中に入ゝるときこゝに内藤分をとゝて出家し道中に
逃隠れさきの内藤と名乗り老義を譏せし者を問きゝな
ゝ内藤慷慨をしてうゝの人々をひ
こゝに逃去りとゝくゝ内藤慷慨をしてうゝの人々をひ
こゝに若家をのちひすゝて棄捨て今はく其節を死せば
武門を捨するに似たり又死せずハ長の義をやぶるよりこゝに
を捨するとも長の義を保ちとゝて十二人同じく国雄に殉ひ

ゝ内藤甲列の士皆勝頼を離れ逃去りしに十二人ゝ子
傾覆流離の乱に逢きまゝ殉ひ
ハ長を長義の士と名乗り中に内藤ハ譏をとゝて完柱なの
ひゝ生死ハ後者の列中もわゝ熱ゝ長の分とゝて外ゝの輩
難死ゝ其忠列ゝ温井等のゝ武田滅亡の後
東照宮内藤の忠義を感し給ひ其ゝ花乃
絶るを哀ゝ内藤の末孫山又七郎をゝ其後
小田原陣のお武職の人をきゝ召出ゝ又七郎をゝて世長病
途中行に作ゝ其時内藤の勝頼に対して忠義を
ゝ其ゝ武士のゝ

又士庶人は弱き者なれども、況内儀の忠義を感じ、男に勝れて、
でき職を全せんと思ふ心ざしの、隣に死後
のゆゑ、忠義の験とす。

烈女種女

前むかし加賀にあるとき、時の人の妻、佐悪人小
よりに改めぬ。世にいひけるは、舊主の子も病死し、
爭論をなすこと、ひとつの為にあらず。士の死ぬ
場をなすこと、ゆゑなくして、其事わ
てしに、一生の癖となりて、其人なくすることなく、
家に生まれ、若年男女ともに幼少より、義のまと常にひき

こせて、ちきさんきまして、なくなりまして、
ゆゑ人は柔順をもつて剛健とす。士の婦
女子は、一ゆゑと、なくなる。そもそも、
なりして節義をなすなり。日本の婦人、
衛の共姜を始として、歴代貞節の女世に絶せず。漢の陳孝婦魏
の人妻のまゝ、朱子の小学に書あり。載あり。
そもそもよりて衛慶の夫人南子の忠臣不為昭々信節不為
冥々情行とは、人妻女の仁者不以盛衰改節、義者不以存亡
易心とは、婦人の言葉を仰を耳をたゝるは、聖賢の
訓とは、なるべき女子を遊ばしく、えんゆ、ざまを、今女は言葉をたち

さて其後相叶ひなきに、えとをとこ南子に見
識あるすこし淫行あるよしにて、いとゝ罪をゝそれ
夫をもてあそぶ貞女世をもてあつかひ倭漢をあらまわ
て漢の平帝は皇后を莽の女なるに、父莽漢の位をして天
下を奪ひ、王帝を殺せしかく行ひて漢兵起て莽を攻滅し
て皇后宮闕に火のもえを見て、我なるの面目なくて漢兵を
見えんやとひく自ら火を投して行ひ給ひ、我身をば
長岡越中忠興の夫人明智光秀の女なるに、父光秀
織田信長のために、信長父子を殺し、羽柴秀吉西國
より軍を還して光秀を滅し、其後関原の乱に忠興大軍

に従ひ関東にあり、石田方兵忠興の陣に攻来る。
夫人をとらへんとせしに、夫人こゝを一命を惜む。夫家の辱を
貽さん。敵のたゝいらぬ先にと、自殺して果給ふ。其
義をもてやとよまれ、あるの士小笠原孫五郎河内守石見守等
引のこひく援をさゝ、この局と云女房、其外三人の女房をも
以中より入て死き。今に和歌世にもつたへ、さきてよきを
あて、以伝へ、かゝる大逆臣の女に、うゝ貞烈の人あるはけ
ゝ。上代歌にあらずして、莽平皇后なるゆへ。其外に倭漢
にあるく類なきをもかなしむ。さまゝ名ゆへ種なること
ゝ伝へ、系を烈女も種なるとして、ひとゝ、ゆへ

客いやしの稱なきつるものおのれ中くゆゑ〳〵しけ義のゆゑに仁義
の性を稱とゝてまゝ〳〵性なりしして氣質をもつゝもしれ
ぬ中くに或は簪刀のごとく丈夫中にあゝて婦女よりなく或ハ
威儀のごとく良家よりハ侍おゝて早旅中に多くさるゝもあゝ
むゝ今本性と稱とゝてなするなり父祖中もゝゝに世類よ
もつゝ殊に若人のゝ中も惡人あり惡人の子中に若人あり男
女貴賤中もゝゝゝに父祖親戚中もゝゝゝゝゝゝ
ゝ感ゝて そゝて 三毒の徐あくゆゑ 翁ゝ中 人類の稱ある
を知ゝ天性の稱おれを去ゝさるあゝ從ゝ去ゝ生きゝゝゝ
婦女又ゝ早賤ゝ節義の行おれゝ甄揚ゝて 年齢天性乃

稱おれを信ゝ又ゝ下賤の生ゝゝゝ婦女等よゝ〳〵ゝ義
の中ハ士大夫をゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ人の義
ゝを眞起するおゝなゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ似ゝの
特ゝゝゝ信れゝ源義朝の妾靜ゝ中ゝゝゝゝゝゝ
ゝ名を得ゝゝ家妓なゝゝゝゝゝ林色をゝゝゝ義朝ゝ寵せゝ
ゝけゝ義經を為ゝゝ時ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

[illegible]世を隠さなんと仰せ下され、頼朝その義と思召さるべきや。鶴の
男の初めて陸奥へ下せし時、静に歌を教へ給ひ、舞を教へ給ひ、
[illegible]とも、志ある者に余せ給ひ、[illegible]八、いまだ[illegible]て、[illegible]
[illegible]。[illegible]、[illegible]、静、必ず[illegible]を[illegible]
[illegible]ばかりなり。

三月中三日、[illegible]、[illegible]、[illegible]
[illegible]。

吉野山峯の白雪踏みわけ、入り人のおとづれ絶えにきと
[illegible]、今の事なれば、世を祝ぎ、
[illegible]。頼朝怒り給ひ、奇怪なりとて、すでに罪に
[illegible]

[illegible]
[illegible]、夫人[illegible]、[illegible]、静
[illegible]を帯[illegible]、[illegible]、[illegible]
[illegible]、[illegible]、

無以下體なる謂なり。

澤橋う母

加賀の前田家なる。母は八丈鴻浦田家の孫なりしが、資用の為め小金幾器丹茶賢包其外瑣細の物件定数おりて月給のごとく公儀より官吏なりて、八丈の浦へ送せり。翁加賀より下時其いとまを故老より問ふに、橋長夫と云ふ者を聖多れば其なる。豊臣太閤の時前田家の先祖利家乃女を太閤養女とし、浮田秀家へ嫁せしに秀家の夫人なるを慶長年中関原師敗して後秀家石田方の渠魁なるを以死罪に處せらるゝ。嶋津家の先哀より、のがれて死一等を減じて、秀家兵を率ひ八丈へ流罪逐せらるゝ。八丈へ流罪の砌乳母おりを率ひ、そゝくに逃去り其外の女房、侍女等の幼子おりて乳母より離れ、泣く泣く無よ起くを、婦人の情しを、後號泣して官廳へ訴へ、官廳より資を以八丈へ送るに、八丈へ流罪の砌乳母と別れ、乳母を制禁おりて行ふ。乳母は其女房は、と八丈なる屋へ、さくおりて、すてゝ自殺せんとすれば官吏おりて、さく諭し、女房を同ぶりく見て、なほ諭なる八丈へ流罪の砌、使ふ使ふ、なほ諭して、なほ諭さんとしとゝ、一度とゝめおりて、諭して、治方へ帰すれば、なほ諭なるとゝ、女房を八丈へ流罪の砌、使ふ使ふ

へ行給へと命じ給へ。女房限なく泣悲しく、秀家父子ともに涙を流し、起きあがり、其時家臣なのほしろと抱き、浅田左衛門の夫人のもとへ参り、自も八郎曹子の御事、何卒いかゝ成共、はかばかしく、ゆく末の御事、何卒おなげき給へ。此度は、御側の人々、仕なりきれそうして、さぞ人よりて、行末は、と、泣すゝめ給ぬ。夫人は、其儀に勝れよ、養育し、此子の無事をすゝめ、家子八郎、此度遠国へ、若なるべしとハ、つゆとも、命をしく、石田のもとへ、せんもなく、其子の父を、いかゝ、若なるべしとハ、つゆとも、命をしく、石田のもとへ、せんもなく、其子の父を、いかゝ、よりて、蒲家より、仕なりけり。秀家備前の国を、

よりて、加賀国人夫人を、伴ひて、彼家臣を、人々、今は其義、加賀に、おゆく。夫人を、無の時、浅田氏、子、家長、仕へ、行よりて、八郎、蒲田家、家臣、石田、やうに、ゆく、付、託せ、ゆく、八郎、彼家、来て、面倒、浅田氏、大夫、行、と、名字、ゆく、加賀、無、ゆく、思ひ、消、おゆく、来て、いく、行、ゆく、道世の、ゆく、国、ゆく、形、ゆく、行、ゆく、ほうこ、ゆく、元和の、ゆく、ゆく、ゆく。

将軍家、御、落、ゆく、二條の御城へ、入せ、ゆく、時、ひとりの、侍、駕輿、ちく、新、状、を、捧、ゆく、侍、供、の、中、より、指、ゆく、ゆく、ゆく

てゆかんと聊か存ずるまゝ、新橋より豊後竹田に行き、
て参らんとの事なれば、さて〻高田把茅の家より
中村の方へ、お因大和守殿上洛の供仕り、江戸へ
後程なく江戸へ還御あらせ、大和守殿に昇殿なし、其
新橋の新宅、其二家の時、母方の伯父の宅へ
伯母と暫く逗留、其方へ、
も差へ、伯母と一所に暫くの間、
よなんあるべく、官吏上の御方を奉て、
喻あるべきもの、今度
あと其志を仕度よ、

きっとさらに、まもられ大法よ、
母と、
伯父は、兵庫頭、
仕すくゆ、
かさ〻、
よ腰元、我汝の二家の時、
新宅、
ひゆくきやうやあれ、
しるし、
そよせ、

なり。其うちに八郎よりの新しく奉行を命ぜられ、
命きよりの元服し、兵太夫うしろ盾として、甲賀の名を
上をとうとまれ、ものを不なげ上ひよりをくれ、わけわきく、
よきく作ぶさまゆゆしとよ私の不なとなりて中命きもいらん、
命しひらの新ひなを落ますこそ、お国家を浮国と中傳わ
ふまきく兵太夫彼家よりと毎歳助成の金子を入用のものを
ねく米代ものさきくゆゆく限りの費は思沢
やく兵太夫ものを後ひやすくわるく其無への恭り
なるひとつやくひよりなるべきまゆゆくやうやうと武
まりやくく朝議ものをいるとうるまきまわの

さまきく今も矢数多くさわのうくく其の地もおよそ
やうなものもおれ命ぶ不法金数者く其負数其地ときえ
めく家因家中ものやうやものまきく今まよりもるまく無家
加賀の家よりと定のとくやくく宜敷ものく其地仲
を聟換ものくうち屋ものれまりなのうくけまの負きと
とこの列侯の家よりと第て徴辟せうくも兵太夫我代後
仕度の不好ものを但加賀の家と舊恩のまわるまの兵太郎を
命ものうち屋とくく加賀ものく後系ものれ行やく病死ものうくし
く家絶よ者ものを第古今を考るよ無子多ひよ忠孝の道城
畫ものれまよ。そよ類すきくものを。一奇まといのもし況や西

夫ゝとゝく萬来の学を勤り奉ぶ。乱後の後すべきもの
無し。物ゝ元祖のまゝ加給ふ。今ゝ世間すべて人と稱な
き、其名世よりもてはやされて、ほめてはやし上の沢に
改ゝ勿論のまゝ。よくて下情をはかり。早戦の義をはかた
てなるまゝ。物ゝ。うく考ひまなり
御組制のごとく。国家の元氣を表ゝ。四海山ゝ
敬ひ。浅智愚迂の及ぶ所にあらず。

天野と布衣情

他日後ゝ佐客来合せ。前ゝ兼日義のまゝと
よんぬる位節義と事変よりもゝ。正居出ま

の時ゝ。いたく。豪潔敢々の士と世よ貴ぶべきものゝ。官
職よ任ぜ。其人必勤績ゝ。事変よ。必節義をあらは
ゝ。常変とのゝ。国家の重ゝ。智勇あり。
一人一職よ任じて。一ゝと用よ。ゝ。備司の職を命ず
ゝ。人ゝ。ゝの豪潔なる士を撰ぶべし。ゝゝとゝの人。佐司よ。必
同客ゝ。ゝ。其人豪潔なるゝ。ゝ。ゝ。

同家に於て推為ら為る強を乱らく、さよりて法中よりちっと
弾を使て、こゝろぬまも、おのれ、きそ、し、永禄のこゝ、
東照宮参河より在なりまして、時に御年を、高力お
たゝ傍つ、清長、ゝ多作たる手作、天野三郎兵衛康景をこなりよ、
付しる、其て後、輿人の諫よ、佛高力鬼作たゝ、ちゝ乃
天を、ゝ、兵衛と、ゝ、ゝ、ゝ

某に仰せ付け、井手を以て民のくをおさへ、あらはきの行を盗むまゝ多くこのなりぬるやわさをなんぬと康景うとゝとゝ仕り、御領の民をおさへ、乃ち辛苦を殺さるゝ事、罪なのゆゑ、速なる其儀を備へ、きのうをとゝ仕り、康景盗を殺さるゝ古今の法なるゆゑ、なのゆゑとて、罪とせんゆゑとかの儀、私に殺し、よゝ仕り、康景下知して、なるゆゑ、誤りなのゆゑは、康景罪なし、乃ち、くゝ、かも許容の氣色なり、升を其まゝ、まゝ、やゝ、きゝ、乃ち民實を糺さるゝ、公事は罪にくゝ、乃ち、康景已に、儀を稽擔して、誅せらるゝ、言上、仕、康景、うゝ、とゝ、下知人なきのうゝ、仕おさまり、

ゆゑ、家のあとゝ、仕、くゝ、仕、うけ、上、仕、

東照宮、きゝ、うて、康景、おゝ、仕、不義の不忠なるゝ、仕、とゝ、ゝ、ゝ、人のいゝ、斯、うゝ、ゆゑ、わゝ、後日、沿革、仕、て、實君を、ゝ、ゝ、仕、きのう、仕、ゝ、ゝ、仕、ゝ、ゝ、仕、ゝ、ゝ

おもふに不肖分を異るよりこの法として、ほとんどなく遂電しぬ
方々さまよひてかくれ、其後
台廟の御所を反さ、おほく人跡遠きこの地にくらしきん。
其所々あるこの中に、一人の仙人あり。きこえ侍りし。其
仙人とは、彼の代々とそ、おほくの年々
相続相承の御子御代を継せ給ふとなり。
相続相承とは、なほ同じ様なれども、なほ、
分とは、その時々合点してたゞ其一所とのみ
いふべき、こゝろゆゑと同者として、其一所は大概の事
なり。此事世に沽わたる。其仙人は大聖天皇の
御

おもひ給へといふ事なり。康永後のよむよりは、其一所にて仙人
頭と云ふ。この仙人、其一所とは、八康永年中八月
しとなり。人とわたと、古人を真率なり。ほとんどこれ名
をつけたる。大概の中の名所なり。
おもひ給へ。より其仙人を作中せよ。嗚呼康永潔白の士なる
うれ。安華城にて已の分を当る。非義なるとて、
上をそなへ、もしくは似せ、そなへ、
仏と異ひ、ことにて、分の
よ多くひとき事といふ。
結縁のはうこ。

さまをやゝ潔白なる俗士し世よりまへまをあれとのなるに寛永二年保の
て後ゆのあるとんに人々芝の天徳寺境内へとき奇く常念佛
とゝく常に六道を念佛を唱るをあるとゝ思ひ行住坐
へあるとて人を八旅人と人人ゝく他事なく頭よりあく其さ法
いやしこゝろねくのおく多すゝくあるとゝ思ひ
ゆくもとのあるあるとゝ故行住坐
てさまを法とゝ人ゝ其人ゝ
ゝ人ゝ狂よゝくゝ時を移して
所とゝく内一人ね行住坐
ゝ同ゝ人ゝ其ゝ列道あ

老のゆく老く弱ゝ年ゝ
り年も今ゝ
ゝそゝ
ゝ
ゝ

の志をとゝのへなるべし。この八幡宮の人とく多のとひおひ給ふ。去
て後おのれ国司の退休して居るの人おのれ世よ年多の
く。なるまゝ世と共に。常よ僕よりおのれ人おのれは。
俗縁も厚く。国賓のあり。歴代おのれ石抱へひとて。弱求歴
よ。代幸の擅越。おの人よりおのれ人よ
共に用れ者をもて。きなく出るも。果まり奉公の臣八なく
は。今まくなやまず出るも。てく汎治ものとなるなり
おくもはたとくそなやくなくなく名をたくわるきとは寺なやく
なるやとの名をはさくおとくんそもとくんとは果を蔺生民
にの志やく。結髪の何ものとやは蔺生の家をもひは

くよる。他家よ脱くはとはさくおのの。元会はくなるとも生
とおはくはくはるくおくと見捨くはくはるよ存知もくは
寺の衛恩ものやく。今くなる多はは恩とて郭おくはとて。
九戸合戦の時。其ものとも氏ものとは治くて感状。其後蔺生滅
ひくの方く諸侯よりて招きく書状ともはく。在中の人よりを
て。そくやはも無用のものの者とくはくは。必ずくはくはすて書くて
て来月を弥くはるは厨丁酉のとくは。江戸中大方中くは天使ども
処煙くは市中。結髪多く墓よまりの
庶侍ども立の、をせ。ひの牙ひとくはくはくはとくめ
仏像仏経其外はくはくはくは

さてや思ひのこすこともなく、汝等ものさびしくとく下をこ男あてと
もかくもこのうせたるわざくやしく焼屋にてのら堂間の柱わとに
二人凝然として手を指し結跏趺坐して焚死してあるけ
るを見るに人の死結跏なるこたわ寺中の上下涙をなつ〜おも
わひとて結跏はまれ寺のうちにひとりのアそ〜ふ余せん
と思ひわきまへにおそれしこのともくしく寺の恩をうけれ
なのまして今てこの恩を報ずしてとうくもわるこそやと思ひ
よ業火焦よ苦しく寺の恩をすて〜一つとも奉公せず往
よとてやこよくと思ひくこそ自こそ八蛇死ぬるめ其人成
思ひやるよ、さきのく思ひ作る又ち我こ後一人つ残りの士

わるよ、前世の我は世よ法せ〜まわるよ阿弥陀仏豊後宗忠の
家よく物頭を作ちり〜若のうち姓名を今家をあるよ作て
子細あるこの書宗忠は江戸八丁堀中町の裏屋
とうくく作居せ〜ゐ年を経るよ考るこの貧困して糧と
絶る程よ家を見うなて夕の食物をけのしら病乱たき
作ちく打以〜てのくもおとなるゆく家を人をたつはし
粥なとやうのものとせ絶てしまとる不食の病とくそまと
捨てこけ戸とさて人の人来らぬやうにせ〜万家を自く
戸外よ病と弱きるよ始そ〜ちこ〜ちこ〜ちこ後ちいこ〜ちなる
ちく放よ溝のうちよ捨ちこ戸を破て内へ入くこ人共具

只櫃よりとりかへ、膝のよりて大小と横ゑくすのこれよりも
一枚宝ゑ多よ生りて終に書に倩に遺書一通あり拙く反
年来家の恩と忘まぬよりと考へ、おこ奇へのけつそ
拙義よ家と宿代のいまるすおりてあり、けと今ゆくり
れ治とゑくとく、遺書よ今と浦くあ、おそくさて異ら
櫃の中ゆ巳の刻よりすよのやきゑ一領皆異のあ光
美今之枚いと金ゆ大小の考ても、ゆるくしてわれ皆金ゆ
一歩へのまりのさ、衣服と法ゆ地のゆ書ゆ徐今皆
のゆの外ゆもなし、百日ゆと今拙と考てゆ家ゆと考ら
さるゆきけまれゆく決しゆ、時の所奉行ゆ平ゆ、おゑ八去

老の遺書のよくゆ法いゆ、ゆとのまゆくわりて以後四
忠秋もきゆうまくさくゆ俄死ゆ学ゆのなゆ伝ゆまゆ
とゆ、さ巳とゆのゆ、世よゆ倩ゆ作ゆ法ゆ常世ゆまゆ、なゆ
おゆゆまゆよゆさゆゆ、ゆ考ゆ、或人ゆ考ゆ考ゆ記ゆ野通ゆ拙ゆ
あゆゆの限ゆ見ゆ構洛の国ゆ飛後の浦ゆ老尼のまゆ考ゆ
遣ゆ拙ゆあゆ拙ゆのゆと、ゆ以ゆ、ゆさゆわゆんゆ、ゆゆゆ考ゆ
世ゆ代俄死ゆ拙ゆ浪去ゆゆゆ今ゆ世ゆ常世ゆ、ゆゆ上
ゆ以ゆまゆわゆ八一夢ゆ地ゆ参ゆ、ゆ郷ゆ、ゆまゆと者ゆ常
世ゆ、ゆゆ、ゆ世ゆ拙ゆ人ゆ、ゆ、ゆ俄死ゆて果ゆ以ゆ
て、ゆ分ゆさゆて今人ゆ考ゆ、ゆゆゆ、ゆゆ人世ゆ、ゆゆゆて

俗アリ人ヲ[illegible]ケ[illegible]ケ[illegible]ル[illegible]ハ[illegible]

二人の乞児

世ニ[illegible]ト[illegible]ル俗無ク利欲ニ[illegible]ル[illegible]人の性ハ[illegible]若
[illegible]ハ[illegible]族姓[illegible]ハ[illegible]ル[illegible]ハ[illegible]ル[illegible]ハ[illegible]ル

中くあのきしきなり。布十布つひたれば。ほうひとなのき拾ようきえ
めをしにてあの志ぬへよ。ぬ。ゆくひまにと入ゑ。ぬ。をのこら
以我物くすへきてわしに。をくて文てそれ。とつへハら。ゆくを思へ
其人ゑとくこらぬを。時ゆくこら。ゑ拾ゑを。ゑ。ゑ。ゑ。ゑ
ア。自方のよくにく拾ひ。ゑ。ゑ。ゑ

殺ひとして、去年七月廿四日、こゝ
て、その年成るべく酒肴をもとめ、人中に
命じけるものと多くたべゆく、食傷して、今朝急死して
いとゝ哀なり。年十歳なる子、死骸をとりけるに、死骸
をもひあるいのまへ、抱匂よりあり、行とゝろ、
さく家よりと共ゝと去年傷よりひとりの世にとゝ、人とつう
さて死骸をとりけるに、去の人共、うるはしく
厚く葬りやれん。去年傷も義に感ずれば、高買中て
奇特とくし。日ごろかゝる候家の事をきゝて、お入すれば
多代年十歳の月の廿日よりかゝの邸へ来りこの家の役人

始終信ずるとて、前よりきつすゝ人わるきまゝ、世に出らやう
のまわりとおもひ、人のを形にたゝ、元行年
なるまゝきつけよりきつ元ものをかゝ義も
信ずれば、去年八歳の年人よりたゝ、うなると、元食の童
八入ゝ元、ゝやくとやゝいやしうねものにわるゝ孤寡
きゝもるとゝ、家とかゝ元食をあるく行、外の元食と一別
ゝわるとて、元抱なるゝ去七歳年より属ゝ、主人中、わ死しさと
はなりのゝ人ゝ甲斐なる我まゝとゝ、去ゝ元食をわるゝ内
内をゝゝ、火伴と親金ゝ仏れ行、元を限ることゝ、
自ゝ候なると去ゝ死者もあるんゝ、ゝ

士の八家を立て、又々人の上をかくし、指掌をそゝく人の地位を求るやうのまゝに決して、そのゝ子孫なりとて、八世中の歴々の士大夫とうそをまこと、実を食なる人とわすれ、八家の名を乞食なりとて、実を古友といつも、又加茂の風、野田山とくわて、家四家先祖の代々ふる家中の雑士も、死すれば其葉より芽ぶくさられて、さらに中元に八家、よりて墓、塔婆、仏経を異にして、厚葬の家にて候間、遠方人どもけ重てちやうもすれば、其外の大うち家ぬれハとゝし、拾てゆるよ下級の遺骸も、まで火をおき、焔焔を奪れ者、側を乞食とおもひ者、あとをとうるかとく

国立公文書館
National Archives of Japan